

議案第30号

つくば市スケートボードパーク条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和5年2月14日

つくば市長 五十嵐立青

つくば市スケートボードパーク条例

(設置)

第1条 市民のスポーツ及びレクリエーション活動の振興を図り、市民の福祉の増進に資するため、スケートボードパーク（以下「パーク」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 パークの名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 流星台スケートボードパーク
- (2) 位置 つくば市流星台59番地の一部

(使用の許可)

第3条 パークを使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、パークの管理上必要があると認めるときは、前項の許可（以下「使用許可」という。）に条件を付することができる。

(使用許可の制限)

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用許可をしない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 営利を目的として使用するおそれがあるとき。
- (3) パークの施設及び附属設備（以下「施設等」という。）を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (4) パークの管理運営上支障があるとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、市長が不相当と認めるとき。

（権利の譲渡等の禁止）

第5条 使用者は、使用に関する権利を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。

（行為の禁止）

第6条 パークにおいては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 施設等を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 物品の販売、募金、署名運動その他これらに類する行為をすること。
- (3) 貼り紙若しくは貼り札をし、又は広告を表示すること。
- (4) 指定された場所以外の場所へ車両を乗り入れ、又は留め置くこと。
- (5) パークをスケートボード以外の用途に使用すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、パークの管理に支障のある行為をすること。

（使用許可の取消し等）

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、使用許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくはパークからの退去を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反した者
- (2) 使用許可に付した条件に違反した者
- (3) 偽りその他不正な手段により使用許可を受けた者

（損害賠償）

第8条 使用者は、施設等を損傷し、汚損し、又は滅失したときは、遅滞なくその

旨を市長に届けるとともに、直ちに当該施設等を原状に復し、又はこれによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(使用の禁止又は制限)

第9条 市長は、施設等の損壊その他の理由によりその使用が危険であると認められる場合又はパークに関する工事のためやむを得ないと認められる場合においては、パークを保全し、又はその使用者の危険を防止するため、区域を定めて、パークの使用を禁止し、又は制限することができる。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(つくば市公共施設の暴力団等排除に関する条例の一部改正)

2 つくば市公共施設の暴力団等排除に関する条例（平成20年つくば市条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

48 つくば市スケートボードパーク

(提案理由)

スケートボードパークを開設することに伴い、その設置及び管理について定める必要があることから、この条例案を提出するものである。

## つくば市公共施設の暴力団等排除に関する条例（平成20年つくば市条例第16号）新旧対照表

## （附則第2項関係）

改正後	改正前
本則・附則（略） 別表（第2条関係） 1—47（略） <u>48 つくば市スケートボードパーク</u>	本則・附則（略） 別表（第2条関係） 1—47（略）